

第3

地域生活や就労など、障害者の「自立」を支援します

【障害者分野】

（「東京都障害者計画」・「東京都障害福祉計画」の策定）

- 都は、昭和 56 年の国際障害者年を契機として、3 次にわたり障害者計画を策定し、これに基づいて、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、まちづくりなど広範な分野にわたり、全庁を挙げて障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- また、地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組むため、平成 13 年度に「心身障害者施設緊急整備 3 か年計画」（平成 13～15 年度）、平成 15 年度には「障害者地域生活支援緊急 3 カ年プラン」（平成 15～17 年度）を策定しました。さらに、これらの実績を踏まえつつ、新たに重症心身障害と精神障害の分野の地域生活基盤の整備を加え、また初めて就労支援策の拡充を盛り込んで、平成 18 年 1 月、「障害者地域生活支援・就労促進 3 か年プラン」（平成 18～20 年度）を策定しました。
- 一方、平成 18 年 4 月、総合的な自立支援システムの構築を目指した「障害者自立支援法」が施行され、これまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて行われていた福祉サービスや公費負担医療などが、共通の制度で実施されることになりました。

障害者自立支援法のポイント

- 1 障害の種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- 2 障害のある人々に、身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- 3 サービスを利用する人々も、サービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- 4 障害者がもっと働ける社会にするため、就労支援を抜本的に強化
- 5 支給決定の仕組み（手続・基準）を透明化、明確化

○ これに伴い、支援体制と地域居住の場・日中活動の場等の地域生活基盤の整備が急務となっており、また、より多くの障害者が企業等で働けるための支援策が求められています。

○ 都は、こうした国の動向に的確に対応しつつ、これまでの取組を一層充実し、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するため、平成 19 年 5 月、障害者基本法に基づく「東京都障害者計画（平成 19 年度改定）」と障害者自立支援法に基づく「東京都障害福祉計画（第 1 期）」を一体的に策定しました。

この計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者が当たり前で働ける社会」、「すべての都民がともに暮らす地域社会」の実現を目指し、平成 23 年度までに達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしたものです。

東京都障害福祉計画の数値目標（平成 23 年度末）

地域生活への移行促進

- 施設入所者（7,344 人）の 1 割以上（874 人）が地域生活に移行
- 退院可能な精神障害者（5,000 人）の 5 割（2,500 人）が地域生活に移行

地域生活を支える基盤の整備

- 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備

主なサービスの見込量

	単位	17 年度	20 年度	23 年度
グループホーム・ケアホーム	人分/日	2,645	4,131	5,514
日中活動の場	人分/日	22,014	30,141	32,354
ショートステイ	人分/月	12,734	16,993	20,623

一般就労への移行促進

- 区市町村障害者就労支援事業による一般就労移行者数
平成 17 年度 717 人 → 平成 23 年度 1,500 人（2 倍以上）
- 福祉施設から一般就労への移行者数
平成 17 年度 213 人 → 平成 23 年度 852 人（4 倍）

(中期的な取組の方向)

- 障害者の「自立」を実現するためには、まず、障害者自身が、地域生活や就労、社会参加などの面において、それぞれの環境や条件の下で、「その人らしい自立」を目指してチャレンジできるよう、必要とするサービスや支援を提供することが求められます。また、精神障害者については、疾病と障害を併せ持つことから、保健医療サービスとあわせて提供することが不可欠です。
- そのため、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、受け皿となるグループホームや日中活動の場などの地域生活基盤を充実させます。さらに、障害者の働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう支援を行うことにより、障害者が地域で自立して生活できる社会の実現を目指します。

【1】地域での自立生活の実現

- 地域における自立生活を実現するには、生活の拠点である住まいをはじめとして、障害者とその家族が必要とする在宅サービス、そして一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる日中活動の場などの地域生活基盤が確保されなければなりません。
- そのため、都は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間を計画期間とする「障害者地域生活支援・就労促進 3 か年プラン」を策定し、独自の支援策により、区市町村、社会福祉法人、民間企業、NPO 法人等が行う基盤整備を積極的に支援していくこととしました。
- さらに、障害福祉計画（第 1 期）では、区市町村が平成 23 年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量が確保されるよう、「障害者地域生活支援・就労促進 3 か年プラン」の拡充を図りました。
- 一方、地域生活への移行が可能な障害者が施設に長期入所している実態があり、また、都内には、地域での受入条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者が約 5,000 人いると推計されています（平成 14 年度厚生労働省調査）。
- このような長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある患者の地域生活移行を促進するには、地域生活基盤の整備と併せて、施設や病院等と調整し障害者の地域移行をコーディネートする取組が必要です。

- 障害者の地域移行を促進するため、区市町村に地域移行促進員（仮称）を配置し、地域生活への移行を希望する施設利用者とグループホーム等とのマッチングや移行後のアフターケアを行います。
- また、受入状態が整えば退院可能な精神障害者に対しては、退院に向けたコーディネーターの配置や、グループホームへの体験入所、精神科訪問看護推進事業等の取組により、退院とその後の地域生活を支援していきます。
 なお、治療の中断や病状の悪化を防ぎ、精神障害者の安定した地域生活を支えるため、精神科救急や通院医療、訪問看護などの保健医療サービスを効果的、効率的に提供できる体制づくりを充実させる必要があります。

【2】就労支援の強化

- 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るためには、働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会を実現することが必要です。
- 都は、区市町村を実施主体として、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進し、平成 15 年度から平成 18 年度の 4 年間で 2,426 人が一般就労に移行しました。
- しかし、都内民間企業の障害者実雇用率は 1.46%（全国平均 1.55%）で、法定雇用率 1.8%と比べて依然低い数字であり、一般就労を促進するためのさらなる全都的な取組が必要です。
- このため、都は、より多くの障害者が一般就労に移行できるよう、区市町村の就労支援事業を拡充するとともに、平成 19 年 10 月には、企業・経済団体をはじめ、労働、教育、福祉等の関係機関が連携し、障害者の就労支援策を一体的に推進することを目的とした「障害者就労支援協議会」を設置しました。

一般就労への移行促進（障害福祉計画）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村障害者就労支援事業の拡充
 ～平成 20 年度 全ての区市（49 所）で実施
 ～平成 23 年度 全ての区市町村で実施（複数自治体の共同実施を含む） |
|---|

○ これらの取組により、「10年後の東京」において示された、今後10年間で東京の障害者雇用が3万人以上増加することを目指します。

○ 一方、企業等での一般就労が困難な障害者もいます。こうした方が利用している就労継続支援事業所や授産施設の工賃収入は、一般就労の賃金水準に比べて低額であり、経済的自立が困難な状況にあります。



福祉施設で働く障害者（練馬就労支援ホーム）

○ 都は、福祉施設で働く障害者が、地域での自立生活を実現できるよう、福祉施設の経営努力に基づいた工賃アップの取組を支援します。

【3】発達障害児（者）、高次脳機能障害者施策の充実

○ いまだ支援手法が確立されていない発達障害児（者）^{*1}や、高次脳機能障害者^{*2}への支援について、多様な施策展開により充実を図ることが重要です。

*1 発達障害については、平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立（平成17年4月1日施行）し、発達障害の定義と、発達障害児（者）支援に係る国及び地方自治体の責務などが明記された。この法により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などが発達障害として定義された。

*2 高次脳機能障害とは、交通事故や脳血管疾患など様々な要因により、脳損傷を受けた人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障害を抱え、生活に支障を来すことをいう。近年、高次脳機能障害に対する社会的関心は高まってきたものの、その症状は精神、心理面での障害が中心となることから、外見からは分かりにくく、障害に対する正しい理解はいまだ十分とはいえない状況にある。

○ 都は、平成15年1月に発達障害者支援センター運営事業を開始し、学校、医療機関、区市町村など関係機関とのネットワークを構築するとともに、発達障害児（者）が身近な地域でライフステージに応じた総合的な支援が受けられるように取り組んでいきます。

○ 高次脳機能障害については、平成11年度に自治体としては初めて、高次脳機能障害者の実態調査を実施し、さらに、医療機関における社会復帰支援マニュアルや家族向けリーフレットの作成を行うなど、国に先駆けた取組を行ってきました。

○ 平成18年11月には、東京都心身障害者福祉センターを高次脳機能障害者の支援拠点に定め、専門的な相談支援を実施するとともに、区市町村や関係機関等の地域支援ネットワークの構築、人材育成、都民への広報・啓発等を実施し、支援の充実を進めています。

【4】スポーツを通じた社会参加の促進

○ 都は全国に先駆け、身体障害者スポーツ大会を開催し、昭和 39 年にはパラリンピックの前身に当たる国際身体障害者スポーツ大会を開催するなど、障害者スポーツの普及に積極的に取り組んできました。



東京都障害者スポーツ大会（車椅子バスケットボール）

○ スポーツを都民生活の中に浸透させることは、健康で豊かな社会づくりに大きく寄与します。平成 28 年オリンピックの開催を迎えるにあたって、障害の有無にかかわらず、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しむことができる社会の実現を目指していく必要があります。

○ 都は、平成 21 年のアジアユースパラリンピック大会*の開催や、東京都障害者スポーツ大会等を通じて、障害者スポーツの振興とスポーツを通じた社会参加を促進します。

* アジアユースパラリンピック大会：アジア地域のユース世代の障害者（身体・知的）を対象とした総合スポーツ大会。本大会の開催により、障害のある子どもたちにスポーツと出会う機会を提供するとともに、スポーツを通じた国際交流を実現する。（第 1 回は「フェスピックユース大会」として平成 15 年に香港で開催された。）

（平成 20 年度の重点プロジェクト）

○ こうした方向性を踏まえ、以下の重点プロジェクトに取り組んでいきます。

- 1 障害者の地域における自立生活を支援します
- 2 自立に向けた就労促進策を拡充します
- 3 発達障害児（者）、高次脳機能障害者に対する施策を充実します

1 障害者の地域における自立生活を支援します

～地域移行とサービス基盤の整備を促進～

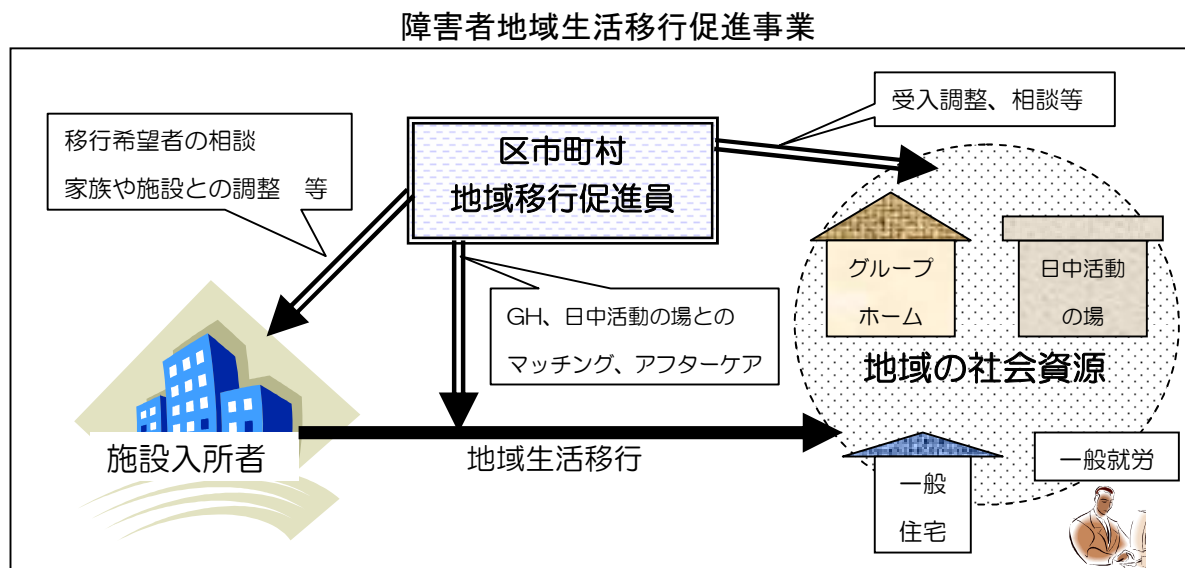
長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤を充実させます。

主な事業展開

① 障害者地域生活移行促進事業の創設【新規】

- 施設入所者の地域移行をサポートする「地域移行促進員（仮称）」を区市町村に配置し、施設入所者とグループホーム、日中活動の場とのマッチングや移行後のアフターケアを行うなどの取組で、障害者の地域生活移行を支援します。

[5 区市町村（障害者施策推進区市町村包括補助事業）]



② 精神障害者退院促進支援事業の推進

- 精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば地域生活が可能ないわゆる「社会的入院」の状態にある患者に対して、退院に向けた調整を行うコーディネーターの配置やグループホームへの体験入居、精神科訪問看護推進事業などの取組により、退院とその後の地域生活を支援します。

[12 か所]

③ 地域での生活基盤の整備

- 障害者が地域で自立して生活できるよう、居住の場となるグループホーム・ケアホームや日中活動の場となる通所施設、ショートステイなどの地域生活基盤の整備を促進します。

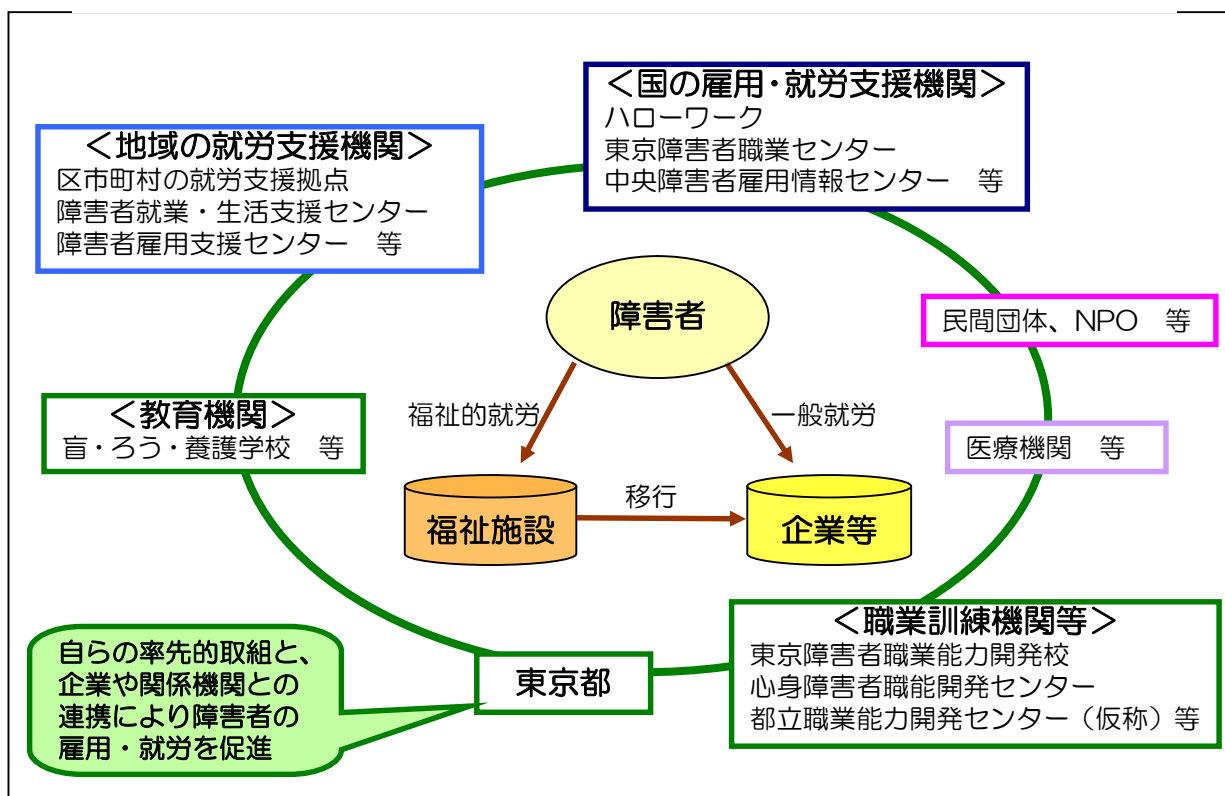
2 自立に向けた就労促進策を拡充します

～当たり前になる社会の実現に向けて～

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

東京の強みを活かしたネットワークにより、障害者の雇用、就労を促進



「10年後の東京 ～東京が変わる～」(平成18年12月)より抜粋

㊦ 東京都障害者就労支援協議会による連携強化

- ・ 経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援事業所、学識経験者等で構成する「障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。

㊦ 雇用にチャレンジ事業の創設【新規】

- ・ 知的障害者、精神障害者の雇用機会拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用（臨時職員雇用）を推進します。

㊦ 就労支援体制レベルアップ事業の創設【新規】

- 就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図ります。[研修6回（各回100名程度受講）]

㊦ 区市町村障害者就労支援事業の充実

- 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」をすべての区市（49か所）で実施し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。[平成23年度までに全区市町村で実施]

㊦ 障害者による地域緑化推進事業の創設【新規】

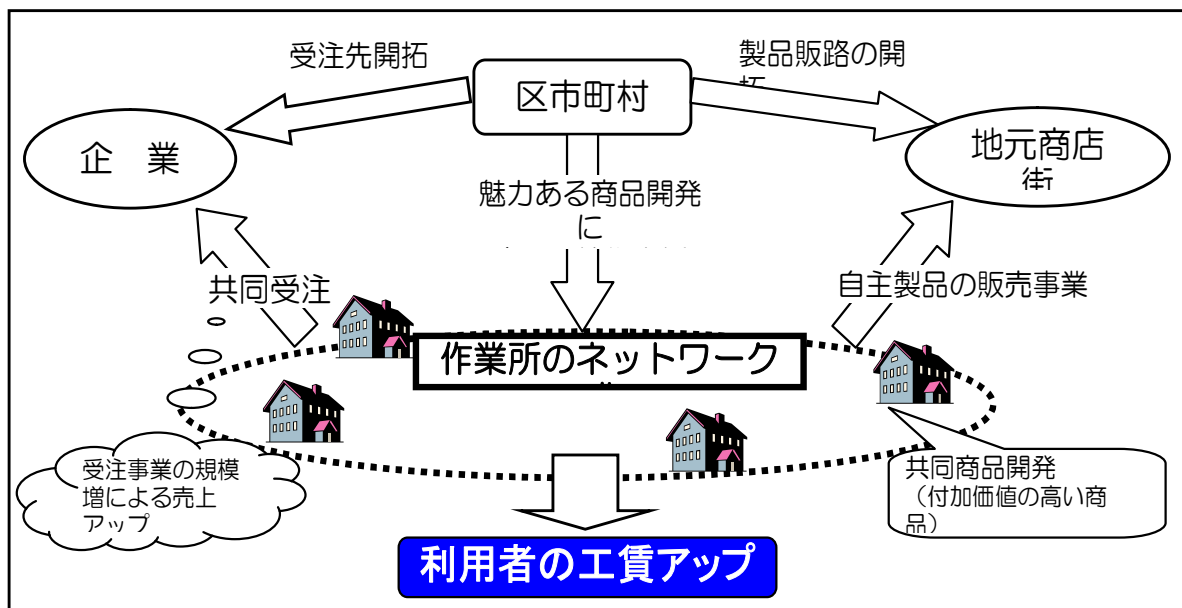
- 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。

[4か所（障害者施策推進区市町村包括補助事業）]

○ 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進

- 福祉施設で働く障害者の工賃アップを目指して、区市町村が地域の複数の作業所をネットワーク化し、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大などの活動に取り組むことを支援します。[10か所（障害者施策推進区市町村包括補助事業）]

作業所経営ネットワーク支援事業（イメージ）



3 発達障害児（者）、高次脳機能障害者に対する施策を充実します

～身近な地域での支援を充実～

発達障害児（者）と高次脳機能障害者への支援について、多様な施策展開により充実を図ります。

主な事業展開

◎◎ 発達障害者支援開発事業【新規】

- ・ 発達障害児（者）の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備に向けたモデル事業を実施し、その成果をもとに各区市町村での事業展開を促進します。

[モデル事業 4 地区]

- ・ 医療機関における治療・支援の実態調査を行い、効果的な支援手法を開発するとともに、支援を行う医療機関の確保を図ります。

○ 発達障害者支援センターの運営

- ・ 発達障害児（者）とその家族に対する支援を総合的に行う拠点として、相談・発達・就労支援や関係機関に対する普及啓発・研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

○ 高次脳機能障害支援普及事業の推進

- ・ 高次脳機能障害者の支援拠点である心身障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害者とその家族に対する専門的な相談支援を実施するとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの構築や人材育成研修、都民への広報・啓発等を実施し、支援の充実を図ります。

○ 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業の推進

- ・ 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者とその家族に対する相談支援を実施するとともに、地域の医療機関や就労支援センターなど関係機関との連携を図り、身近な地域での支援の充実を図ります。[12 区市]